

「(仮称) 菅生太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

本事業は、菅生太陽光発電合同会社（以下「本事業者」という。）が、宮城県柴田郡村田町に最大で出力40,000kWの太陽電池発電設備を設置し、北に約11km離れた宮城県仙台市内において設置する単機出力0.66kWの太陽光パネル1枚と新たに設置する約11kmの自営線で接続することにより、同一発電所として整備するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

一方で、本事業は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度で認定された地番においてわずか0.66kWの太陽光発電設備を設置した上で、当該地番から離れた飛び地を想定区域に追加し、太陽光発電設備の大部分にあたる最大出力40,000kWの発電設備を追加地番に設置する計画であるが、そもそも本事業者において同制度の買取金額単価による事業採算性を維持しようとする意図がなければ、各地番において計画されている発電設備の設置は本来異なる別々の事業として実施できるものである。しかしながら、当該買取金額単価による事業採算性を維持しようとするために、約11kmも離れた発電設備を長距離の自営線（以下「長距離自営線」という。）を用いて接続することにより、別々の事業として実施する場合は本来不要である約11kmにもわたる長距離自営線を地下埋設や架空線により敷設する事業計画としている。当該長距離自営線の敷設により新たな環境影響の発生が回避できるところ、当該買取金額単価による事業採算性を維持しようとする目的で約11km離れたわずか0.66kWの太陽光発電設備と接続するためだけに、別々の事業として実施すれば本来生じ得なかった環境影響を発生させるような開発行為を不可欠なものとする事業計画については、環境保全の観点から著しく合理性を欠くものと判断せざるを得ず、適切な見直しがない限り、容認し難い。

なお、本来別々の事業として成立しうるにも関わらず著しく遠隔地にある飛び地における発電設備を設置し結合することにより、本来生じ得なかったはずの環境影響を生じさせる開発行為を伴うような事業計画については、環境保全の観点から容認し難い。

想定区域の周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地が存在し、土地の改変に慎重を要する地域である。

また、本事業は、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の大部分を森林地域に設定しており、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下

「太陽電池発電設備等」という。)の設置に当たっては、切土及び盛土を含む土地造成や樹木の伐採が想定されているほか、本事業の想定区域の周辺には、複数の住居が存在している。

さらに、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたシキミーモミ群集等が存在する。

加えて、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されていることから、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限りリサイクルするなど適正な処理を行うことが必要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

長距離自営線を設置することについては、本配慮書において、そもそも本発電事業が温室効果ガスの削減による地球温暖化対策に寄与することを目的とされているところ、仙台市から約11kmも離れた村田町まで長距離自営線を用いて送電した上で電力会社の送電線に接続するとの計画については、発電出力0.66kWの当該太陽光パネル1枚により得られるべき温室効果ガスの削減見込量と、長距離自営線を用いて送電する際に必要となる設備へ供給される電力量に応じた温室効果ガス及び長距離自営線の設置工事に伴い発生する温室効果ガスの排出量との総合的収支を見た場合に、温室効果ガスの削減に寄与するかどうかという観点から、その必要性を改めて検討し、方法書の作成をはじめ今後の環境影響評価手続において、明らかにすること。その上で、当該必要性に対して、合理的な説明がない限りは、長距離自営線の敷設の取りやめも含めて検討し、現在の事業計画を見直すこと。

また、対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

さらに、長距離自営線を設置しそれを用いて送電することについては、長距離自営線を既存道路沿いに埋設する工事等により、建設機械の稼働、工事関係車両の運行量の増加、工事期間中の沿道地域での渋滞の発生等に伴う大気環境への影響の増大や温室効果ガスの排出量の増加をはじめとする環境影響が新たに生じる蓋然性が高い。このため、太陽光パネル1枚分の発電による環境保全上の効果と長距離自営線を設置しそれを用いて送電することによる環境影

響について比較するなど、これに係る必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業の実施に当たっては、既存の道路下に長距離自営線を長期間敷設することを前提としているが、道路の占有に関して、宮城県をはじめとする関係機関との協議が実施されていない。また、想定区域の外縁から最短で約5mの位置に存在する住居がある。このため、本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域と共生した再生可能エネルギーの導入という観点から、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 反射光に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、太陽電池からの反射光による生活環境への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備の周囲に樹木を残置すること等により、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 土地の安定性及び水環境への影響

想定区域の周辺には、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。また、本事業の実施に当たっては、切土及び盛土を含む土地造成及び樹木の伐採が想定され、傾斜の大きい斜面に太陽電池発電設備等を設置する場合や土地造成の工法等によっては、土地の安定性及び水環境への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、急傾斜地及び樹林地の改変を可能な限り抑制した計画とするとともに、専門家等からの助言を踏まえ、土地の安定性及び水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、適切な排水計画の採用等の環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性及び水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたシキミーモミ群集等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を適切に行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減すること。

(4) 廃棄物について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年12月環境省）等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。